

## 令和2年第3回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年3月16日(月) 午後2時00分
- 2 場 所 サンワーク美祢 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- |            |           |           |
|------------|-----------|-----------|
| 議長 山本 正二   |           |           |
| 1番 倉増 知    | 2番 宮崎 春夫  | 4番 伊藤 新司  |
| 5番 安部 好恵   | 7番 村上 浩一  | 8番 石田 健治郎 |
| 10番 伊藤 美和子 | 11番 萬代 泰生 | 12番 井町 哲  |
| 13番 武藤 康志  | 14番 縄田 善博 | 15番 安富 法明 |
| 17番 馬屋原 眞一 | 18番 桑原 正彦 | 19番 山本 正二 |
- 4 出席推進委員
- |       |       |        |
|-------|-------|--------|
| 阿川 伸美 | 大石 洋典 | 大橋 つや子 |
| 野尻 渉  | 山縣 正明 | 山中 佳子  |
- 5 欠席農業委員
- |        |         |           |
|--------|---------|-----------|
| 3番 俵 薫 | 6番 岸 英法 | 16番 伊藤 太一 |
|--------|---------|-----------|
- 6 欠席推進委員
- |       |  |  |
|-------|--|--|
| 原田 一馬 |  |  |
|-------|--|--|
- 7 事務局
- |            |          |          |
|------------|----------|----------|
| 事務局長 安永 一男 | 主幹 中村 正寿 | 主事 小幡 和希 |
|------------|----------|----------|

事務局	午後2時00分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは、只今より令和2年第3回総会を開会いたします。本日の出席委員は18名中、15名よって、定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。尚、本日の欠席委員は、3番 俵委員、6番 岸委員、16番 伊藤委員3名でございます。それでは美祢市農業委員会議規則第16条第2項の規定により議事録署名委員を議長の方より指名をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）ありがとうございます。それでは指名をいたします。2番、宮崎委員。17番、馬屋原委員。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは議事に入りたいと思います。</p> <p>それでは、議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。1から4までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4件朗読。</p> <p>1件目。遠方に居住しており、耕作管理が困難となった譲渡人から申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが農機具の保有状況により、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は基準を満たすと見込まれます。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。耕作が困難になった譲渡人から申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、後程説明します議案第2号、報告第4号により自作地、借受地について適正に耕作されています。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。遠方に居住しており耕作管理が困難な譲渡人から申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてで</p>



<p>1 1 番</p> <p>議長</p> <p>1 1 番</p>	<p>もしっかり抜かれて耕作管理がよくされているというふうに、新規就農されても大丈夫だというふうに見ておりました。1 番については、3 条申請許可をしてもいいというふうに判断いたします。</p> <p>2 番は、●●●●●、●●●●●さんの申請になります。資料の②を見ていただきたいと思います。農地の場所、現地確認をした場所のご説明をしますけれど、地図に●●●●●というのが右側にあります。ここが●●●●●との境。●●●●●のバス停から●●●●●方面に向かって2 k mくらい行った所に取得の●●●●●。それから●●●●●から北東の方向、●●●●●に沿って上流に上がって行って●●●●●—●●●●●というのが見えると思います。今回は全部耕作要件と言う事で●●●●●さんの耕作状況の確認をいたしました。ちょっと分かり辛いですが、申請地からちょっと左側に●●●●●さんのご自宅の裏手側斜面にあります農地を確認いたしました。後程、現況証明、転用等の報告がありますけれども、その件を除いては先程事務局からも報告がありましたけれど、きっと全部耕作されているというふうに取りました。従いまして現況証明等の記載いたしましたけれど、問題ないと、杉等へ植林も問題ないと思われましたので3 条申請であります農地の取得に許可してもよろしいかというふうに判断いたしました。ちなみに今回の農地、これまで耕作者と合意解約がされて、次の耕作者がなかなか見付からない状況だったと聞いております。所有者は●●●●●の方で今回●●●●●さんが譲り受けて耕作されるという事で急遽進められたように聞いております。特に問題はないんじゃないかと思います。</p> <p>続いて3 番です。●●●●●の件になります。資料③をご覧くださいと思います。左側に地図がございます。●●●●●に向かう●●●●●から乗りまして、●●●●●で降りて●●●●●の方面に●●●●●号線を進んで行くと●●●●●地区に行くんですけども、この途中の道沿いの農地という事になります。全部耕作要件という事で●●●●●さんのご実家の山側斜面にあります農地を確認いたしました。畑地という状況でしたけれど、草も刈られ耕作もしっかり管理されているという事が分かりました。特に3 条申請を許可しても問題ないというふうに思います。以上です。</p> <p>4 番は、●●●●●の●●●●●さんが新しい農地を取得しようという事なんですが、この●●●●●さんは大変な面積を持っておられまして、ここに書いてありますように2 1 3, 4 8 9 m<sup>2</sup>という事で、大変な農地を抱えておられまして新たにこの●●●●●町の農地を取得されるという事でございましたけれど、当日は●●●●●さんの大変な面積の農地を持っておられる中で1 筆だけ家の近くの農地について調査をさせていただきました。これだけの面積を本当に作っておられるんだろうかというところからこういう調査をさせていただきましたが、事務局にお尋ねいたしますが、あの時に1 件クレームが付いた件はどうなりましたか。</p> <p>次に出ています。</p> <p>出ていますか。そういった事で●●●●●町の●●●●●という田んぼには私どもは行っておりません。事務局から説明がありましたように、</p>
-------------------------------------	---

議長	<p>きちんと対応されるものと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。</p> <p>ありがとうございました。少し補足をおきます。1番につきましては、新規就農でございますので説明はいたしませんでした。すみません。ありがとうございました。今の最後の件でございますけど、クレームが付いたというのは宅地で現況畑になっていた所がございました。これ以前に5、6年前に取得された隣の家にくっついてた畑のようでございます。ここが農機具の置場になっていましたので、今までもちょこちょこ●●さんの場合は見に行っておりますけれど、さすがすごい量がありますので全部を見るわけにはいきません、行きましたら農機具置場になっておりましたので、「元の宅地の状態に課税の方も戻して下さい」と枝番が付いて一部畑となっております。後の現況証明の方でこれは出てまいります。よろしく願い申し上げます。以上でございますが、地元委員の方より補足説明がございましたらお願いいたします。2番からお願いいたします。</p>
21番（推進委員）	<p>推進委員の安永です。譲渡人の田んぼと譲受人の田んぼが隣同士という事で適正に管理されるものと思います。ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。3番。</p>
18番	<p>18番、桑原です。現地につきましては、この人は兄弟でございますが、以前から貸し借りで耕作されておまして、この度、譲渡されるという事で別段問題のある事はございません。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>4番。</p>
23番（推進委員）	<p>伊佐地区の山田です。先程言われました●●さんの件ですが、平成28年12月頃に購入されているようです。一応宅地として、非農地としてされております。以上です。審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。2番につきましては、推進委員の方のご尽力によりまして、この売買が決まったようでございます。ありがとうございました。委員のみなさんよりご何か質問等ございましたらお願いいたします。それとすみません。2番の●●さん。●●が本当なんですか、●●が本当なんですか。分間図を見ると●●と書いてあるんです。2番の譲渡人の方です。</p>

事務局	正しくは●●さんです。すみません
議長	ありがとうございます。意見ございませんようなら採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。 それでは、議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 申請地は、●●●出張所から南東へ1.5kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は市内に居住する会社員の方です。山際にあり耕作条件が悪く、また鳥獣被害がひどいため、桜6本、杉100本を植林するものです。杉の植林については、約50年前に農地法の許可を得る事なく植林をされています。このことに対するお詫びと今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。この案件については、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。
8番	8番の石田です。4条、番号1の説明をいたします。資料⑤をご覧ください、左側に地図が載っております。先程3条で審議いただきました、あの時に説明いたしましたけども●●●●手前の●●●●さんのご自宅の裏側になるんですが、ここを確認いたしました件です。地番●●●番、一部杉が既に植えられてお詫びしましょうねという事なんでしょうけども、●●●の残りの農地については植林という事で転用の申請でございます。杉が100本、桜が6本という事で申請が出ております。山間の農地という事で特に周辺農地への影響もないようですので、4条申請を許可しても問題ないというふうに判断します。以上です。

議長	<p>ありがとうございます。これ現況証明はございません。点線で囲まれている所は既に植林がされている部分でございます。分けての申請というのはございませんので、一括して一部無断転用、始末書。あとの残りを4条申請という事でございます。よろしくお願いたします。地元委員より何か補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
2 1 番（推進委員）	<p>推進委員の安永です。●●●●●さんは養子に來られた時にはもう既に杉が植えられてあったという事です。おかしいとは思ったけど、私が養子に來た時には植林されていてそのままにしていたというお話をしております。桜6本を追加で植えたいという事を聞いております。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。只今の件につきまして、委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。意見がございませんようでしたら、採決に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思えます。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をし常設審議委員会の方へ附します。それでは続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。1から8までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8件朗読。</p> <p>1件目。申請地は、●●●●●から南東へ1.5kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は市内に本店を置く建設業を営む法人です。現在使用している資材置場、駐車場が慢性的に不足している状態であるため、申請地を取得し駐車場14台分及び資材置場を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請地は、●●●●●から南東へ700mの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は●●●●●に居住する会社員の方です。申請地を取得し、売電事業を行うためパネル設置面積412.56㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電設備を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>

<p>議長</p> <p>11番</p>	<p>3件目。申請地は、●●●●●から南東へ700mの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は●●●に居住する会社員の方です。申請地を取得し、売電事業を行うためパネル設置面積481.32㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電設備を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。申請地は、●●●●●から南西へ650mの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は●●●に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。申請地を取得し、売電事業を行うためパネル設置面積589.25㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電設備を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>5件目。申請地は、●●●●●から南へ500mの位置にある圃場整備されている第1種農地です。申請人は市内に居住する建設業を営む者です。建設業を自営しており土地利用計画図の申請地西側●●●●●を事務所とするため、申請地を借り受け、進入路として利用するものです。第1種農地を対象とする転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>6件目。申請地は、●●●●●から北西へ2.5kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は●●●に居住する飲食業を営むものです。来客用の駐車場が不足しているため、申請地を取得し駐車場6台分を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>7件目、8件目は同一申請人、同一事業なので一括して説明いたします。申請地は、●●●●●から北東へ1kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は●●●に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。申請地を取得し、売電事業を行うため7番、パネル設置面積104.10㎡、発電出力16.5kwの太陽光発電設備を設置するものです。8番、パネル設置面積188.68㎡、発電出力27.5kwの太陽光発電設備を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。それでは続きまして現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p> <p>萬代でございます。</p>
----------------------	--



議長	2番、3番は譲受人は違いますけれど、譲渡人が一緒なので一緒に説明をお願いいたします。
11番	<p>資料の一番最後に地図がありますよね。その中のどの位置なのかというのを、6番目、7番目、8番目、9番目というふうに、そういうふうな立地条件になっておりますので、その事をまず頭に入れてから話を聞いていただきたいと思いますが、まず1件目の●●●●●の件でございますが、これは資料の6を見ていただきました時に●●●●●はみなさんご存知だと思いますので、申請地のちょっと上側に書いてありますが、あれが●●●●●です。●●●●●から暫く下の方に下った所が申請地でございますが、この場所は両方ともどちらも山に囲まれた山と山との間の以前は農地だったという事でございますが、資材置場としてこの度申請が出された物であります。周りに与える影響は全くありません。</p> <p>2番目、3番と会長から話がありましたように、資料7を見ていただきましたら、●●●●●という所でございますが、資料の7は枠の中に●●●●●と書いてあります。その次ページ8、今度は●●●●●というふうに2番、3番というのは田んぼが繋がっている場所になります。ここを両方とも大きな田んぼを、太陽光にしようという申請が出されておるわけで、既にここは農業振興地域から除外されているという事で、以前に現地調査もされている場所というふうに思っております。周りに与える影響はほとんどないという事でございますので、よろしくお願いいたします。</p>
8番	<p>8番の石田です。4番ですが、●●●●●です。資料⑨をご覧くださいと思います。左側に手書きの地図がありますが、ちょっと見にくいかなと思うんですけども、●●●●●前に道向こう南側に対象地がございます。14ページの方にパネルの配置図があります。道路が●●●●●、その縁に歩道があります。それから南側に申請地、パネルの設置図面というのがあります。水路が南側の斜面にあるんですが、これも業者の方から今よりはきちんとした水路を設置するというふうに言っておられました。水路の右側の方に農地が少しあるんですが、太陽光を設置しても周辺農地への悪影響はないというふうに感じております。パネルの向きも資料の下側、南方向になるんですけど、周辺の宅地の民家への反射光等の問題もないんじゃないかなというふうに思われます。ちなみに、左側の道路向こう側が●●●●●さんですか、隣にあるという事でこちらの方の反射光等の問題もないんじゃないかなというふうに思います。</p> <p>5番目、●●●●●でございます。資料⑩をご覧くださいと思います。15ページの左半分が地図になります。申請地のすぐ下側、●●●●●ですかね。お寺があります。ここのお寺の参道、これが境内地となっております。この申請地に沿って●●●の街筋に抜ける道があるんですけども、これが境内地という事になっており通行許可まで至らなかったというような事のように思います。旧道からこのお寺に行く道に民家や倉庫があつて狭いという事もあつて、お寺側から道隣の農地の一部を道路に転用する方法しかないというふうに思われています。従いまして、進入路での転用を許可しても問題ないんじゃないかなと思います。</p>

	<p>6番目。●●●●●の件です。17ページ、資料⑩をご覧くださいと思います。申請地は資料の左隅に申請地があります。丸で囲ってあります。ここが●●●という食事処から申請が出ているんですけども、18ページの方に利用計画図が載っております。店舗が79.49㎡というのが載っております。ここが今、一般客や従業員、食材等の運搬業者の移動、搬入、駐車スペースとなっているんですけども、食事時になるとかなり満杯。さらに移動についてかなり距離があるような事だと思うんですけども、黒枠で囲んだ山手側の一段ちょっと上がっているんですけども、ここの畑地といいますか、ここを従業員の駐車場6台を確保して現状の駐車場のスペースを安全やお客様の駐車スペースを増やしたいという事での申請でございます。対象となる農地の迷惑も山、高い所になるんですけども、特に後ろの等の問題もない、周辺農地の問題もないと思われまので、5条の申請の許可をしても問題ないと思います。以上です。</p>
11番	<p>続きまして7番目、8番目になりますが、太陽光パネルの設置の要望でございます。場所は●●●●●という所で土地が前後の地図の方で見ますと12、13の場所になります。この7番目も8番目も田んぼが右左の該当地でございます。まず、この資料12の方では●●●●●がこの度の申請地でその次の8番目につきましては、資料13が地図の中で言いますと先程言いました、●●●●●の道路を挟んだ南側に該当する場所になるわけですが、ここも同じように太陽光パネルの設置をしたいという事で5条の申請があげられておりますが、現地を調査する中において資料12の●●●●●の隣が●●●●●というのが角っこ土地がありますが、これが農業振興地域に入っているという事でこの度はここを外されております。資料12と13につきましては、振興地域に入っていないという事でこの度あげられているようでございます。周りの水路等もさほど問題はないと思いますけれど、最初の●●●●●の左側が●●●●●の田んぼとの間に水路がございます。「この水路の排水の関係で隣と喧嘩にならないように水路の確保だけはして下さい。排水路の確保だけはして下さい。」という事をお願いしておきました。周りに与える影響はほとんどありません。周りの土地に荒れた所がありますが、いずれまた同じような太陽光が出てくるかもしれませんが、それは余談でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
23番（推進委員）	<p>推進委員の山田です。先程萬代委員が言われたように別に支障がありませんので、審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>2番、3番。</p>
1番（推進委員）	<p>伊佐地区の阿川です。2番、3番先程萬代委員さんが言われた通り周りに影響もない為、よろしいと思いますのでよろしくご審議の</p>

	程よろしくお願いいたします。
議長	次、4番、5番。
10番（推進委員）	美東の瀧山です。石田委員が先程申された事に相違ありません。別に問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	6番。
21番（推進委員）	安永です。石田委員の言われた通り問題ないと思いますので、ご審議お願いします。
議長	7、8.
17番（推進委員）	秋吉の推進委員の藤井と申します。7、8番につきましては、先程萬代委員よりこれは市道の中に挟んでおりまして、市道を挟んで裏向かいみたいな形の地形になっております。この場所的な事を言えば、みなさんもお存知だと思いますけど昔の●●にありました●●●●●。今廃止になっておりますけど、その●●●●●があった建物の目の前になります。そういう形で現地を立会させていただいたわけですが、別段問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議長	ありがとうございます。委員のみなさんから何かご意見等がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定をし常設審議委員会に附します。それでは続きまして議事順位第4 議案第4号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。

事務局	<p>朗読。</p> <p>申請地は、●●●●●から北西へ3.9 kmの位置にある農用地区域内農地です。進入路を設置するための農振除外です。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いします。</p>
8番	<p>8番の石田です。資料14、23ページをご覧いただきたいと思います。所在地につきましては、●●●●●から県道●●号を西へ2 kmくらい行くと●●町へ行く道に入ります。そこから約2 kmくらい走った所にこの申請地がある●●●の方に入る三差路があります。●●●の地域から少し上側に上がった所に入りがございます。●●●のバス停から50 m位先を左折して入って行くところの申請地があります。道路右手にこの三角形のような農地があるんですけどもすぐ西側が山になります。その山への進入路を付けたという事で除外申請が出されております。この農地は平成14年土地改良法に基づきまして、換地処分された農地451㎡というふうになっているようです。既に耕作放棄されて、山側から竹がこの農地の方へ少しずつ入って行っているというような状況です。進入路として活用される事で隣接する農地への悪影響は無いというふうに現状を見て思いました。測量調査、山林の伐採に必要な進入路の転用のための除外申請を許可してもいいんじゃないかというふうに判断いたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
7番（推進委員）	<p>大橋でございます。石田委員が言われた通り間違いのないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして、原案の通り当番委員の報告による議事結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は協議結果を附して市長の方に送付いたします。それでは議事順位第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>

事務局	<p>朗読。</p> <p>1 ページ目を開けますと、昨年10月27日から令和2年の2月までみなさんの方で利用集積されたものでございます。1 ページが集積表、2 ページの方には設定年数、設定の作物ごとに集計したものでございます。それから3 ページ目の方ですが、総括表といたしまして上側は新規の契約、各町ごとにまとめております。新規の契約の計ですが、351, 213㎡、地権者は71人、設定を受ける方は43人でございます。それから契約の更新の方ですが、各町ごとに集計いたしまして集計として、1, 585, 258.03㎡でございます。地権者は346人、受けられる方は153人でございます。一番下の方に新規と更新の全て集計したものがございまして、1, 936, 471.03㎡今回集積された事になります。そして地権者は417人、設定を受けられる方は196人でございます。それから、次のページからは美祢の委員さんは美祢の集計表、美東の方は美東の集計表、秋芳の方は秋芳の集計されたものが各人ごとに載っております。一番最後のページをめくっていただきまして、35ページになっております。これは公社の利用集積分になっております。以上です。みなさまご審議の方よろしくお願ひいたします。それと利用集積される事になってございまして、本紙の基本構想によります、全て効率的に利用する事、また常時従事する事が認められるため、農業経営基盤強化促進法第18号第3項の要件を満たしていると考えます。よろしく審議お願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。地元委員さん、推進委員さんの方で何か補足説明等ありましたらお願ひいたします。全ての委員さんに関係するとは思いますが、無ければ次に進みたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。それでは委員のみなさんより何かご意見等ございましたらお願ひいたします。よろしゅうございますか。(「はい」の声)採決に移りたいと思っております。議案第5号につきまして、原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願ひいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第5号は原案の通り決定いたします。</p> <p>続きまして議事順位第6 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届についてを1、2を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願ひいたします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請地は、●●●●●から南東へ950mの位置にある第2種農地です。農道を整理、拡幅するための届出です。このことについて令和2年2月に農地法の許可を得る事なく着工されています。この事に対するお詫びと今後、農地法を遵守する旨の始末書</p>

	<p>が提出されております。</p> <p>2件目。申請地は、●●●●●から北西へ1.1kmの位置にある第2種農地です。農道を拡幅するための届出です。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
8番	<p>8番の石田です。番号1でございますが、資料⑮24ページをご覧くださいと思います。左側の地図、●●●●●というのがあります。●●●●●から間もなく行くと●●●●●がありまして、暫く行くと右側に入る●●●●●への道がございます。申請地に丸が付いておりますけれども、この道路沿いの農地に入る進入路を作ると言う事で申請がされておるんですけども、先程事務局からご説明があったように、一部進入路の工事が進められている状況でありました。これについては、水路の宅地側からこの道路をくぐって田んぼへの水路があるんですけど、水路の溜め舁、結構大きなのが付けて、今回の工事でされたと思うんですけども付いております。この際に道の拡幅もする工事に必然的になる感じに見えました。この溜め舁工事をする際に既に進入路の辺の泥を退けているという事で、申請前に着工という事で始末書になったと思うんですけども、この水路の工事、溜め舁工事での事前加工工事が進んだという以外は特に進入路の拡幅を行っても特に問題はないというふうに思います。ちょっと急斜面的な進入路ですので、幅を取って安全に入りたいというふうな目的ではなかろうかと思えます。特に問題はないと思えます。</p> <p>番号2ですが、次のページの資料16をご覧くださいと思います。左側に地図がありますけれども、●●●●●というふうにかかれておりますけれども、ここから西側に申請地があります。ここへ行く道は、これから下に下って●●●●●というのが●●●●●にかかっている橋が●●●●●にあるんですけど、ここの橋を渡ってすぐ左に入る道があつて、●●●●●という地区の方へ行く道があります。1kmほど行ったら右道沿いに申請地がございます。資料16の右側の分間図で道路沿いの農地に入る進入路、それから申請する田んぼの右側に水路が走っております。この水路沿いの畦道を拡幅して作業の安全性、効率性を上げたいというふうな目的だろうと思えます。特に周辺農地、耕作をよくされているんですけども、この進入路の拡幅を行っても何の支障もない、問題もないというふうに判断いたしました。転用する事に問題はないと思えます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より何か補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
17番（推進委員）	<p>秋吉の藤井です。1番の●●●●●さんの農道の関係ですが、これは私の不徳で現地確認に行くまで全然気が付きませんでした。それで一応現地を立会させていただきまして、その後3日後くらいだったと思います。本人の自宅に行き話を聞きました。本人も60前から</p>

議長	<p>いの若い人で、農地法的なくわしい事は分かりませんので自分の田んぼ、実はトラクターを去年やり変えられたそうです。それで入るにちょっと道幅が狭かったもので、建設業者の方をお願いして拡幅してもらおうという安易な考えで工事を発注されたようです。その時に私も本人と1時間くらい話し込んだんですけど、とにかく農地をいらう場合には必ず届出がいるから、今後もしいらうような事があれば農業委員の方がいらっしゃいますので、その方に一言相談されてから工事をされるようお願いして帰りました。工事自体は、現場の工事関係者に依頼をされておりましたので一応この審議会が終わるまで工事はストップかけていますので、その事も伝えてありますので、よろしくご審議お願いいたします。以上です。</p>
15番	<p>2番。いらっしゃらなかつたら安富さん。お願いします。</p>
議長	<p>先程説明がありましたけど、集落としては●●と●●の境、水って青線が書いてありますが境位になります。広い道がずっと取ってあるんですが、それから下に降りるこの細長い、今の拡幅をしようとしている所なんですけど、これ圃場整備をしたのが従前地なんですけど筆が2つくらいになっていますが、まだ小さくなっています。これから機械を入れて仕事をするとなかなか、私達が預かっている所なので収穫した物の搬出がやれないんですよ。それでこの際広くしようという事です。よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。ちょっとみなさん分からない点があると思いますので、補足しておきます。この件につきましては、届出をして受理をされましたら普通考えたらその次の日からは工事が着工できます。だからこういうふうな場合にはきちんと届出をして、問題がないという事で事務局の方が受理をすれば着工ができます。ただ、1番の件につきましてはもうほとんど農道ができたような格好になっておりましたので、よく聞いたら「気が付いた時点で工事を止めています」という事ですから「今日までは工事をしないで欲しい」というお願いをして帰りました。それともう一つ、ここの田んぼを作られる方は新規就農の若い方のごようです。それでイチゴを作るためにビニールハウスを建てたいという事なんで、施設園芸をするためにやはり進入路が広いものが必要なんではないかなというふうに受け取って帰りました。それともう1個、先程から溜め舁という話が出ておりましたが、これは市道に付随する溜め舁のごようです。個人で作った溜池ではないようですので、これは公共工事ですので、公共工事でも学校とか病院とか昔は農業委員会協議が必要無かったんですが、ライフライン以外の工事、要するに水道管の敷設、道路の拡幅、道路の排水路の工事等々以外はほとんどの物が工事をする前に農業委員会と協議をなささいという事になっておりますので、みなさんその辺も覚えおきただけたらもし何か気が付かれたら、色んな形でのアドバイスをさせていただけたらと思います。それでは委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。特に意見がないようでございますので、報告第1号は終わらせていただきます。</p>

事務局	<p>続きまして議事順位第7 報告第2号 公共工事に伴う転用の届出についてを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p> <p>2件朗読。</p> <p>1件目。●●●●●●●●から13件の転用届が提出されました。</p> <p>2件目。●●●●●●●●から3件の転用届が提出されました。いずれも公共事業の施工に伴う一時転用届です。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。今までは何もなしに公共工事をやっておりましたが、それでは農業委員さん、推進委員さんが分からない事が多いのできちんとまとめてでいいから出して欲しいという願いをしておいたら、この様な形で出てくるようになった次第でございます。これをいちいち一時転用で見て回るというのも農業委員会の事務量、そしてみなさんへの時間的な負担も大きくなりますので、このような形で報告案件として処理をする事にしました。よろしくお願ひいたします。委員のみなさんより何かご意見ございませんでしたら次へ進みたいと思ひますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは報告第2号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、議事順位第8 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。1から9までを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9件朗読。</p> <p>1件目、2件目。これから自己管理をされるため、双方の合意により解約されたものです。</p> <p>3件目。農地法第3条所有権移転申請のため、双方の合意により解約されたものです。</p> <p>4件目、5件目。これから自己管理をされるため、双方の合意により解約されたものです。</p> <p>6件目、7件目。病気のため耕作管理が困難となり、双方の合意により解約されたものです。これからは自己管理される予定です。</p> <p>8件目。耕作管理が困難となり、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>9件目。農地法第3条所有権移転申請のため、双方の合意により解約されたものです。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。自己管理の部分が何件かございますけれど、これにつきましては担当地区の委員さんの方で今後の管理状況</p>



13番	<p>等を確認しながら、もし管理等が不行き届きがあれば次の耕作者を探していただきましたら、遊休農地が増えずにすみますので、よろしく願いいたします。それと8番の件につきまして地元委員さん何か情報がありましたらお願いいたします。8番。</p> <p>こちら●●さんですが、他の田は1人引き受けてやってやろうという方が、この田ではないんですが今回の利用権設定にも上がっているんです。話はしてみようと思います。</p>
議長	<p>よろしく願いいたします。以上ですが委員のみなさんから他の件につきまして、何かご意見がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。特に次に意見等ございませんので、以上で報告第3号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、議事順位第9 報告第4号 農地転用現況証明についてを1から4までを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>4件朗読。</p> <p>1件目。申請が4筆。●●●●-●、●●●●-●につきましては、戦前より宅地への進入路及び庭として利用され現在に至ります。●●●●-●、●●●●-●につきましては、戦前より宅地として利用され現在に至ります。</p> <p>2件目。申請が1筆。平成元年頃に耕作放棄後、現在は宅地となっている状況になっています。</p> <p>3件目。申請が1筆。昭和の初め頃より、公衆用道路として利用され現在に至ります。</p> <p>4件目。申請が1筆。約50年前に耕作放棄後、杉を植林し現在に至ります。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p>
11番	<p>1番の説明をいたします。資料は17、30ページでございますが、ご覧の通り全部宅地になっております。見ての通りでございます。これ以上説明のしようがありません。以上です。</p> <p>2番、資料18、●●さんの土地ですが、現在は宅地となっているという事で畑の機能は果たされていないというふうに思います。</p>
8番	<p>3番。資料19、32ページをご覧ください。左側の図面は先程●●さんの3条申請の時の地図でございます。●●さんのご自宅の側、昔から使っている道路、それがそこに書かれております、●●さんの農地を一部生活道路としてかなり前から使われて、昭和の</p>

	<p>初め頃と記載がありますけども、使われているという事で現況証明が出ております。範囲は右側の申請地に書いてあります、●●●●●から●●●●●の範囲の農地が転用されていたという事です。</p> <p>4でございますが、資料20をご覧くださいと思います。これも先程ご覧いただいたと思うんですけども、●●市との市境、●●●●●近くの●●●●●さんの全部耕作の所で確認をした所でございます。対象は●●●番地。これが既に杉が植えられて50年以上経っているという事で、写真にも載っていると思いますけども現況証明する事に問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
22番（推進委員）	<p>1番について、今萬代さんが言われたように問題ないと思います。この度分かったのは●●●●●さんが社宅として購入して、ここの地番を調べていたら農地であったという事なんで別段問題ないと思いますのでお願いします。</p>
23番（推進委員）	<p>2番、山田です。先程3条の関係で出ました全部効率利用要件の確認のための所です。一応宅地として登記するという事です。以上です。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>次。</p>
2番（推進委員）	<p>3番の件です。石田委員のご報告の通りです。以上です。</p>
議長	<p>次。</p>
21番（推進委員）	<p>推進委員の安永です。石田委員の言われた通りで間違いないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。1点ほど訂正をしておきます。すみません。2番。地目、畑になっておりますが、地目は宅地でございます。整理番号1、2が付きまして整理番号で50㎡が分けてあります。課税上の整理番号で宅地じゃなくて、50㎡ほど畑で整理番号で振ってありましたので全体面積もまだもう少し多いと思います。全体面積は関係ありません。50㎡ほど畑ではないという状態になっておりますので、そのように理解をしていただけたらと思います。</p> <p>委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。特に発言がないようでございますので</p>

事務局	<p>以上で報告第4号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第10 報告第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p> <p>朗読。</p> <p>今回、農事組合法人 ●●、農事組合法人 ●●、農事組合法人 ●●、農事組合法人 ●●●●から報告書の提出がありました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査いたしましたところ適正でありました事をご報告申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。挙手がありませんので、以上で報告第5号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、続きまして農業相談日の状況でございますが予約がありませんでしたので、相談日は行っておりません。委員のみなさんより何かありましたらお願いいたします。</p>
18番	<p>さっきの県の工事の予定でしたが、あれは日付は入らないんですか。日付がないといつから始まるのかさっぱり分からないので、見ようかないと思うんですが、日付があると大変助かるなと思います。</p> <p>(発言多数で聞き取り不能)</p>
事務局	<p>工期につきましては、各工事の内容によってバラつきがあります。年度内で終わるもの、来年度で終わるもの等ございますので、これにつきましてはコピーを取った物を後日お配りしてもよろしいですか。</p>
18番	<p>それでもいいですけど、これに書いといてもらえたら。</p>
議長	<p>次から書いておくという事ですか。</p>
18番	<p>助かるんではないですか。</p>

事務局	分かりました。工期につきましては、また今度出す時に工期も入れさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。
18番	はい。ありがとうございます。
議長	それでは事務局から報告をお願いします。
事務局	<p>それでは事務局より先程の安富委員さんから言われた内容につきましては、また調べてみなさまにお示ししたいと思います。続きましては今後の日程等についてでございます。総会につきましては4月16日木曜日、午後2時、青少年ホームを予定しております。またコロナウイルス等でどうなるのか分かりませんが、今青少年ホームでやる予定です。また農業相談日につきましては、4月14日火曜日、美祢地区は伊藤新司委員さん、美東地区は村上委員さん、秋芳地区は俵委員さんをお願いしたいと思います。現地調査につきましては4月7日火曜日、安部委員さん、岸委員さんをお願いしたいと思います。私の方からは以上でございます。</p>
事務局	<p>私の方から3点ご説明いたします。まず令和2年の農作業標準賃金でございます。今日お手元の方に配布しております。令和2年の標準賃金表ですが、4月の広報の方に掲載したいと思います。同じくホームページにも掲載したいと思います。変更した所ですが、山口県の最低賃金が上がったため、1番上の一般農作業の1日の最低の方の賃金が6,500円だったのを7,000円に引き上げております。それから、今、作業種別は削除されておりますが、糶摺りの項目を全て削除しております。次ですが、令和2年の利用権設定に伴う謝金の支払いでございます。本来なら、3月10日の支給日にこの利用権設定をされた件数報酬を支払っていましたが、昨年から担い手の方は最適化交付金で支払っております。この交付金が3月の末に市の方の会計に入りますので、4月10日の支払になりますのでよろしく願いいたします。来月の総会の時に16日になりますけれど、明細をお渡ししようと思っております。支給の方が先になりますけれど、ご了承ください。</p> <p>以上です。</p>
14番	<p>14番。縄田ですけども、標準賃金の話で農地の賃借料情報のところで、自分も借地で耕作しますけど最低は2000円とかありますけれど、僕払っていないんですけど。</p>

議長	あくまで払っているものの最低であって、それは賃借料ですからあれは使用賃借料ですから、使用貸借。
14番	そういう言葉が違うんですか。
議長	ここに書いてある。
事務局	今会長が言われた通り、0円の場合は使用貸借の方になりますので、この部分につきましてはこの表の中にカウントされておりません。1円以上の賃料が発生されたものについて集計しております。
議長	賃貸借ですから  (発言多数で聞き取り不能)
14番	これを見た人は勘違いするところが多い。うちはくれないな。平均がこうなって最低がこうだからと言われるから。ちょっといざこざが起きる前に改めてもらいたい。
議長	ありがとうございます。もし、ここの部分はだめ。
事務局	もう修正は無理です。
議長	次に申し送りで、ここの表現を分かりやすく書いてほしい。
事務局	来年のこの時期にもっと分かりやすいように表現を変えたいと思います。
議長	お願いします。  (発言多数で聞き取り不能)

11番

この表の1番下に使用貸借は除いています。と書いてあるよ。

(発言多数で聞き取り不能)

事務局

それでは総会を締めようと思います。

号令

午後16時00分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

令和2年3月16日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

